**日本・大阪府とドイツ連邦共和国・ノルトライン＝ヴェストファーレン州、経済・産業・気候保護・エネルギー省との貿易と投資の促進の協力に関する覚書**

本覚書は、日本・大阪府およびドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州経済・産業・気候保護・エネルギー省の共通認識を表すものであり、以下、各々を指す場合は「当事者」、両方を指す場合は「両当事者」と言う。

両当事者は2018年に覚書に調印し、その結果、数年に渡り協力活動を行ってきた。2024年における現在の関心テーマに関する新たな議論に基づき、両当事者は、双方の地域間の貿易を促進することにより、企業間協力を促進するためのパートナーシップを強化し、それによって低炭素社会と気候ニュートラル産業の創出に貢献することを目的として、以下の活動において引き続き協力していくことを決定した。

**１．取組事項**

両当事者は、双方の地域の中小企業を中心としたあらゆる分野・業種の企業（特に水素・燃料電池関連分野、蓄電池関連分野、循環型経済関連分野）に対し、新たなビジネス機会を創出するため、両地域の研究機関や関連団体と連携・協力し、以下の活動を実施する：

1）双方の地域の企業が有する製品・技術・サービスに係る関心やニーズに関する情報交換やそれに対応するビジネスの可能性に関する情報の収集・発信

２）双方の地域の企業が参加するネットワーキングの機会、ビジネスセミナー、企業訪問・視察等の交流・商談機会の企画、実施

３）双方の地域における関連分野のネットワークイベントや見本市等の開催予定等の情報提供・案内、当該イベント等に企業が参加する場合、開催地域側当事者による可能な範囲でのサポート

４）双方の地域の企業が他方の地域に投資を行う場合の相談対応や適切な関係機関の紹介など可能なサポート

**２．連絡窓口**

本覚書に基づく全ての協議および情報交換は、以下の機関によって行われる。

・ノルトライン＝ヴェストファーレン州：ノルトライン＝ヴェストファーレン州、経済・産業・気候保護・エネルギー省、特定の活動にはNRWグローバルビジネス(有)と協力して実施。

・NRWグローバルビジネス(有)およびその日本法人であるNRWグローバルビジネスジャパン（株式会社エヌ･アール･ダブリュージャパン）は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の投資に関心のある在阪企業を支援する。

・大阪府：大阪府商工労働部　成長産業振興室

**３．有効期間**

本覚書の有効期限は、覚書締結の日から３年間とする。ただし、期間満了日の６カ月前迄に、一方の当事者から他方の当事者に対して、書面による契約終了の申出がない限り、内容の見直しを図った上で、引き続き同一条件をもって延長されるものとする。

**４．財政的取り決め／費用**

１）両当事者は、本覚書および具体的なプロジェクトは、双方の該当する予算枠および利用可能な予算資金内で実施することに同意する。

２） 別段の取り決めがない限り、各当事者は、旅費、宿泊費、その他の付随費用を含め、本覚書の実施に関連する費用を自ら負担するものとする。

**５．最終規定**

１）本覚書はいずれかの当事者をも法的に拘束するものではない。又いずれの当事者に対しても国際法上の条約を構成するものではない。

２）本覚書の解釈や実行にあたり、定めのない事項または契約内容の解釈に疑義が生じた場合は、両当事者間の協議によって解決を図るものとする。

３）本覚書は、2018年に両国間で締結された覚書に代わるものであるが、大阪府およびノルトライン＝ヴェストファーレン州の他の省庁・部局や機関との取り決めに影響を与えるものではない。

本覚書は、大阪府にて2024年10月18日に、日本語、ドイツ語で二重に署名され、それぞれの署名は同様に有効である。

大阪府 ノルトライン＝ヴェストファーレン州

 経済・産業・気候保護・エネルギー省

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

山口　信彦 モナ・ノイバウアー

副知事 　　　 副首相兼経済・産業・気候保護・エネルギー省

大臣